

# 「市民交流棟レストラン運営に係る事業者選考」公募型プロポーザル実施要領

## 1 募集の趣旨

山口市（以下「市」という。）では、来庁者の利便性向上と職員の福利厚生を目的として、市民交流棟内にレストランの設置を予定しており、その運営について民間事業者が持つノウハウを生かし、市が定める条件のもと継続して質の高いサービスを提供できる運営事業者の候補者を公募により選定します。

## 2 市の考えるレストランの役割

新しい新本庁舎は、単なる市民の手続きや相談の行政窓口機能にとどまらず、市民の交流・憩いの場として市民交流棟・広場を整備します。市民交流棟は、ギャラリーや多目的スペースと合わせて、レストランやコンビニエンスストアを整備し、気軽に立ち寄っていただき、様々な活動に触れ、ゆったりと過ごしていただくことができる空間として活用します。

新たに整備するレストランは市民交流棟2階にあり、東・南面がガラスで大きく開口し、広場、パークロード、サビエル記念聖堂などの四季折々の景色が見渡せるテラス席も備えています。

このような場所にあるレストランは、市民の日常に寄り添う場所として、長く親しまれる場所となることを期待しています。

具体的には、

- ・来庁者や職員の昼食の場所として利用されること。
- ・仲間や友人と気軽にランチを楽しむために訪れていただける場所となること。
- ・カフェタイムには、市役所での手続きや打ち合わせ等で来庁された方々が、個人又はグループで、打ち合わせなどで気軽に立ち寄れる場所となること。
- ・広場、中心商店街、周辺公共施設（市民会館・美術館）など市役所周辺で行われるイベントの際に多様な人の交流の場所となること。

## 3 概要

### (1) 名称

市民交流棟レストラン運営に係る事業者選考

### (2) 内容

別紙仕様書のとおり

## 4 募集方法

市ウェブサイトに掲載し募集する。

## 5 応募資格

本募集に参加できるものは、次のいずれも満たす者であること。

- (1) 飲食店（レストラン、カフェ、居酒屋等）、社員食堂、給食センター等の2年以上の運営実績があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不全であると判断される者でないこと。
- (5) 市税などの未納がないこと。
  - ア 法人の場合は、山口市及び山口市と契約を締結する本店又は委任先の支店・営業所等の所在地の市町村における全ての税目を対象とする。
  - イ 個人事業主の場合は、山口市及び本人の所在地の市町村における全ての税目を対象とする。
- (6) 別紙仕様書に定める条件に対応できる能力があること。

## 6 公募・選定等のスケジュール

項目	日程
募集要領の公表・募集開始	令和8年5月18日（月）
参加意向申出書の受付期間	令和8年5月18日（月）～7月3日（金）
質問の受付期間	令和8年5月18日（月）～6月17日（水）
質問書に対する回答期限	令和8年6月24日（水）
企画提案書等の受付期間	令和8年7月6日（月）～7月17日（金）
プレゼンテーション日程通知	令和8年7月22日（水）
プレゼンテーション・ヒアリング	令和8年7月29日（水）
評価結果の通知	令和8年8月上旬
工事協議	令和8年8月中旬以降
契約締結	令和8年9月以降
工事着工及び開店準備	令和9年1月以降
店舗開店	令和9年11月以降

## 7 プロポーザル参加意向申出書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、以下のとおり提出すること。

- (1) 提出様式
  - ア 参加意向申出書（様式第1号）
  - イ 誓約書（様式第2号）
  - ウ 法人又は個人事業主であることを証するもの

- ・法人は、約款、法人登記事項証明書（履歴事項全部証明書）と印鑑証明書
- ・個人事業主は、開業届出書の写し、本人の身分証明書と印鑑登録証明書
- エ 市税などの「滞納の無いことの証明書」又は全ての税目の「納税証明書」
- オ 直近2営業期間の経営の状況が分かる書類
  - ・法人の場合は決算書類の写し
  - ・個人の場合は確定申告書の写し
- カ 営業や運営等に関する資格や免許証の写し
- キ 2年以上の運営実績のわかる書類

(2) 提出期限

令和8年7月3日（金）午後5時まで

(3) 提出方法

持参又は郵送による（郵送の場合は、書留等の送達を確認できるもので提出期限内必着とします。）

〒753-8650 山口市亀山町2番1号

山口市役所本庁舎（山口総合支所）4階

山口市総務部総務課庁舎管理担当

(4) 参加資格の通知等

参加資格意向申出書の提出があったものについては、その参加資格を確認し、速やかに結果を通知する。

## 8 質問及びそれに対する回答

質問がある場合は、以下のとおり提出すること。

(1) 質問の提出方法

ア 提出様式

質問書（様式第5号）

イ 提出期限

令和8年6月17日（水）午後5時まで

ウ 提出方法

電子メール（提出期限内必着）

山口市総務部総務課庁舎管理担当

E-mail：[somu@city.yamaguchi.lg.jp](mailto:somu@city.yamaguchi.lg.jp)

※メール件名は「【質問】市民交流棟レストラン運営に係る事業者選考公募型プロポーザル」とすること。

(2) 質問に対する回答

質問に対する回答は、質問者名をふせて、令和8年6月24日（水）までに市公式ウェブサイト内で公表する。

## 9 企画提案書の提出

(1) 提出書類

- ア 企画提案書（様式第3号）
- イ 事業者概要書（様式第4号）
- ウ イメージが分かるメニュー写真、既存店舗の写真等のビジュアル資料等（任意）

(2) 書類作成上の留意事項

- ア A4又はA3サイズを基本とする。
- イ 具体的な計画を伴った実現可能なものを提案すること。
- ウ 提出書類はPDFファイルでメール送信か、紙による場合は持参又は郵送で提出すること。
- エ 提案内容がどの評価項目に該当するかを明確にすること（必要に応じて企画提案書評価基準の「審査内容① ○○」の標記等）。

(3) 提出方法

- ア 電子メールによる方法（期限内必着）  
※メール件名は「市民交流棟レストラン運営に係る事業者選考公募型プロポーザル企画提案書」とすること。
- イ 持参又は郵送による方法（郵送の場合は、書留等の送達が確認できるもので提出期限内必着とします。）  
期限内必着により下記提出先へ持参又は郵送すること。

(4) 提出期限

- 令和8年7月17日（金）午後5時まで
- ※持参による場合は、土・日曜日、祝日は除く。

(5) 提出先

- 山口市総務部総務課庁舎管理担当
- E-mail：[somu@city.yamaguchi.lg.jp](mailto:somu@city.yamaguchi.lg.jp)
- 〒753-8650 山口市亀山町2番1号（4階）

(6) 提出部数

- 上記提出先へメールでの送付または、紙による場合は 正本1部、副本9部

(7) その他

- 参加意向申出書を提出しても、提出期限までに企画提案書等の提出がない場合は、参加を辞退したものとみなす。

## 10 運営事業者の候補者の選定

(1) 選定方法

- ・市が設置する評価委員会において、各委員が企画提案書等及びプレゼンテーション及びヒアリングを踏まえ、あらかじめ定めた提案の評価基準に沿って採点した評価点をもとに、必要最低限の選定基準（得点合計が総合計の6割以上）を満たした上で、合計点が最も高い提案者を運営事業者の候補者として選定する。複数の場合は、各評価委員の最高評価点を獲得した数が多い提案者とし、この場合においても同数とな

った場合には、提案内容の比較等を踏まえて、委員の協議により決定した提案者を候補者として選定する。

- ・評価委員会による評価結果をもとに、市が設置する審査委員会の審査を経て、最終的に運営事業者の候補者を決定する。

## (2) プレゼンテーションの実施

評価委員会において、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

なお、時間及び場所等の詳細については、別途連絡する。

### ア 開催日時（予定）

令和8年7月29日（水）10時から

### イ 実施場所

会場：山口市役所本庁舎（山口総合支所）5階 会議室504

控室： // 会議室507

### ウ 実施時間

40分以内（提案説明25分以内、質疑応答15分以内）

### エ 出席者

3名以内

### オ その他

- ・プレゼンテーションの順番は企画提案書の提出順とする。
- ・モニター及びHDMIケーブルについては市で準備する。接続するパソコンは提案者が用意すること。インターネット環境が必要な場合は、必要に応じて提案者が準備すること。
- ・企画提案書に基づいた内容とし、追加での提案説明や資料配布は認めない。
- ・会場内での録音・録画は認めない。

## (3) 審査結果の通知

提案者全てに対し、結果通知書により通知するほか、市ウェブサイトで公表する。

なお、結果通知の内容に対する異議申し立てについては一切応じない。

## 11 契約の締結

- (1) 市が「10 運営事業者の候補者の選定」により選定した事業者と協議し、契約手続きを進めることとする。

- (2) 候補者が参加資格を満たさないことが判明した場合、失格事項に該当した場合又はその他の理由により契約の締結が不可能となった場合は、選定結果の次点の者と順次協議し、契約を締結できるものとする。

- (3) 契約締結後、次の項目に該当する場合は、市はこの契約を解除することができる。この場合において、賃借人に損害が生じても、賃借人は市に対して損害賠償その他の請求及び異議、苦情の申し立てはできない。

ア 賃借人が契約に定める義務に違反したとき。

イ 法令の変更、天災及びその他市又は賃借人の責めに帰すことができない理由によ

り、本施設が使用できなくなったとき。

## 12 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (2) 提出書類が仕様書に定める基準に適合しない場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不正な行為を行った場合
- (5) その他、社会通念に照らし失格に当たる事由があると認められる場合

## 13 その他留意事項

- (1) 提案者は、複数の提案をすることはできない。
- (2) 応募に関する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提案者は、プロポーザル参加意向申出書（様式第1号）の提出をもって、実施要領等の記載内容及び条件を承諾したものとみなす。
- (4) 企画提案書等の書類は返却しない。
- (5) 企画提案書等について、提出期限以後の書類の提出、再提出、記載内容の修正及び変更は認めない。
- (6) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、山口市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合がある。ただし、個人情報のほか提案者の経営上の秘密や事業運営上のノウハウ等、公開することにより提案者に不利益を与えるおそれがある情報等が記載されていると判断した場合は、当該情報については公開しない。この場合、公開することにより提案者に不利益を与えるおそれがある情報については、提案者の意見を聴いて公開の可否を判断する。

## 14 問合せ先

山口市役所総務部総務課庁舎管理担当（山口市役所本庁舎4階）

所在地 〒753-8650 山口市亀山町2番1号

電話 083-934-2731（直通）

E-mail [somu@city.yamaguchi.lg.jp](mailto:somu@city.yamaguchi.lg.jp)